

平成26年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成26年12月12日(金曜日)
午前10時00分 開議

び美唄市認定こども園条例の一部改正の件(産業・厚生)

- 10 議案第65号 美唄市の一般廃棄物処理事務委託の件(産業・厚生)
- 11 議案第66号 平成26年度美唄市一般会計補正予算(第8号)(予算審査特別)
- 12 議案第68号 平成26年度美唄市一般会計補正予算(第9号)(予算審査特別)
- 第3 議案第67号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第4 意見書案第26号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
- 第5 意見書案第27号 廃棄物焼却施設の解体に対する財政支援に関する意見書
- 第6 意見書案第28号 難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員長報告
- 1 議案第57号 美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件(総務・文教)
- 2 議案第58号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(総務・文教)
- 3 請願第1号 集団的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願(総務・文教)
- 4 議案第59号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 5 議案第60号 美唄市一般廃棄物処理施設条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 6 議案第61号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 7 議案第62号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件(産業・厚生)
- 8 議案第63号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件(産業・厚生)
- 9 議案第64号 美唄市保育所条例及

◎出席議員(14名)

議長 内馬場 克 康 君
副議長 五十嵐 聡 君
1番 倉 本 賢 君
2番 長谷川 吉 春 君
3番 谷 村 知 重 君
4番 丸 山 文 靖 君
5番 本 郷 幸 治 君
6番 森 川 明 君
7番 吉 岡 文 子 君
8番 桜 井 龍 雄 君
9番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君

12番 小 関 勝 教 君

13番 土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 市 川 厚 記 君
市 民 部 長 竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 山 崎 一 広 君
経 済 部 長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消 防 長 後 藤 樹 人 君
総 務 部 総 務 課 主 査 置 田 孝 浩 君

教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君
教 育 長 早 瀬 公 平 君
教 育 部 長 伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君

農業委員会会長 小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長 吉 村 清 孝 君

監 査 委 員 山 口 隆 慶 君
監 査 事 務 局 長 濱 砂 邦 昭 君

◎欠席説明員

総務部総務課長 佐 藤 崇 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 倉本賢議員、

2番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第57号美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件ないし順序12、議案第68号平成26年度美唄市一般会計補正予算(第9号)の以上12件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第57号ないし請願第1号の以上3件について、高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員長高田正則議員(登壇) 初めに、ただいま議題となりました議案第57号美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第58号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月9日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第57号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

初めに、南美唄小学校区の放課後児童施設だけが、学校から距離がある南美唄コミュニティセンターで実施しているが、道路条件や防犯等について、行政の責任としてどのように考えているのか、との質疑に対し、教育委員会としても、また、学校としても、児童が施設に向かう途中での事故防止、安全確保ということから、施設が学校敷地内にあることが望ましいと考えている。また、保護者の大部分が学校内の施設を希望している状況から、そのスペース確保の調整について学校と協議し、早期の移転について努力していく。との答弁。

次に、放課後児童施設の負担金、月額4,500円の使途について、との質疑に対し、平成25年度決算で事業費全体が約1,900万円の費用がかかっており、そのうち4分の1の約500万円を負担金で賄っている。内訳としては、人件費やおやつ代になっている。との答弁。

次に、議案第58号における質疑・答弁について申し上げます。

この条例の一部改正により、共済の掛金に影響があるのか、との質疑に対し、今回の条例改正に伴う掛金等の改定はない。との答弁。

結果といたしまして、議案第57号及び議案第58号の以上2件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号集団的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願について、本委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、先の第3回定例会において付託されたもので、継続審査となっているものであります。

その後の経過といたしまして、12月9日に委員会を招集し、審査いたしました。

審査における委員からの意見としては、集団的自衛権が行使できるようになったからといって、憲法の平和主義が崩れたわけではなく、また、戦前の軍国主義に戻るものではないと考えている。

閣議決定が打ち出した3つの条件は、

1つに、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由と幸福の追求権が、根底から覆される明白な危険がある。

2つに、日本の存立を全うし国民を守るために他に手段がない。

3つに、必要最小限の実力行使にとどまることをあげており、憲法は自衛権を禁じていない以上、条件を整えば、集団的自衛権を行使できると考える。といった意見。

憲法解釈の変更ということ、これは憲法違反である。世論の声も非常に高まっており、容認すべきではない。といった意見。

国民に問う場がないまま閣議決定のみで集団的自衛権行使を容認するという形をとったことが問題である。日本国憲法が禁じている武力行使、これを部分的にでも許すことになれば、日本の国民が戦争に巻き込まれるかもしれない。といった意見がありました。

その後、討論を経て採決に入りましたが、ご異議がありましたので、起立採決を行い、結果といたしまして、請願第1号は、不採択とすべきものとし、意見として「願意に沿い難い」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 59 号ないし議案第 65 号の以上 7 件について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長小関勝教議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 59 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第 60 号美唄市一般廃棄物処理施設条例の一部改正の件、議案第 61 号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第 62 号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第 63 号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第 64 号美唄市保育所条例及び美唄市認定こども園条例の一部改正の件、及び議案第 65 号美唄市の一般廃棄物処理事務委託の件、の以上 7 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 9 日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第 59 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、この改正については、医療訴訟に対応する部分の保険掛金が引き下げられることにより、相当分を出産育児一時金に上乗せする内容と理解するが、出産費用、出産育児一時金の実態はどうなっているのか、との質疑に対し、平成 24 年度全国の平均的な出産費用は、41 万 7,064 円となっている。出産育児一時金の 42 万円については、分娩機関から直接市に請求されるが、出産育児一時金の 42 万を超える場合は、分娩機関が本人に請求し、下回る場合は、差額を市の国保が償還という

形で本人にお返しをしている。との答弁。

次に、産科医療補償制度の掛金が引き下げとなった理由はどのようなものか、との質疑に対し、掛金の引き下げの理由については、平成 21 年の開始時に推定した数よりも、大幅に補償対象の実績が下がり、余剰分を基金として積み立てていたが、その基金を取り崩して保険料に充当されることとなったため、引き下げとなった。との答弁がありました。

次に、議案第 60 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成 27 年度供用開始となるストックヤードと堆肥化施設は、平成 27 年度から指定管理が始まり、同じ敷地にある最終処分場は、指定管理の更新が平成 28 年度となる。この 3 施設は一体的な管理が望ましいと考えるが、どのように考えているのか、との質疑に対し、基本的な考えとしては、経費の面から一体的な管理を考えているところではあるが、指定管理者の選定については、選定委員会が最終的な決定を行うこととなっており、12 月 15 日開催の選定委員会の中で、指定管理期間の 1 年間のずれをどうするかを含め、議論されることとなっている。との答弁がありました。

次に、議案第 61 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

議案の中で、施行期日で 1 条、2 条という改正を行うとしているが、法制事務上、これが一般的な条例改正の扱いなのか、との質疑に対し、2 つの施設それぞれ施行期日が違うということで、法制担当とどういう形で改正の中身を組み立てるか協議をし、今回はこういう表示の仕方が望ましいという結果になった。との答弁がありました。

次に、議案第 62 号に対する質疑・答弁について申し上げます。

障がい児保育における特別支援的な対応について、この法改正等によりさらに強化、充実されるということになるのか、との質疑に対し、障がい児の保育については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関して、4事業が想定されており、居宅訪問型保育事業ということで、1対1の障がい児保育にも対応するという事になっている。との答弁がありました。

次に、議案第 64 号に対する質疑・答弁について申し上げます。

認定こども園の実態について、との質疑に対し、平成 25 年 4 月から認定こども園を開設し、短時間保育については定員 5 名で、入所率 100%を満たしており、教育と保育の連携した、また、地域とも連携した中で保育を実施していることから、良好な状態であると判断している。と答弁がありました。

次に、議案第 65 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、事務委託に関して、岩見沢市に委託するという事だが、委託に係る事務費というのは、どの程度になると見込んでいるのか、との質疑に対し、事務費そのものについての費用の発生はないが、委託料については、今の試算では、年間 7,000 万程度を予定している。との答弁。

次に、美唄市においては、毎年人口が減少していることにより、ごみの量も減少すると考えるが、委託料の見直しはどのように図っていくのか、との質疑に対し、委託料における燃料費、光熱費等は、変動が大きければそ

の時に見直しをかけながら算出することとなっており、負担金に関しても、毎年ごみの量に応じて見直しをすることとなっている。との答弁がありました。

なお、議案第 63 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 59 号ないし議案第 65 号の 7 件は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 66 号及び議案第 68 号の以上 2 件について、五十嵐予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長五十嵐聡議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第 66 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算(第 8 号)及び議案第 68 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算(第 9 号)の以上 2 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 10 日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第 66 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「障がい児居宅生活支援費給付事業」について、教育委員会で実施している放課後児童施設と障がい児居宅生活支援費給付事業のデイサービスとの関連について、また、療育手帳等を持っている児童の放課後児童施設の利用状況について、との質疑に対し、放課後児童施設は、保護者の仕事等の理由により、児童が学校の授業後に利用することがで

きる学童保育であり、一方、デイサービスは、療育手帳や身体障害者手帳、特別児童扶養手当等の受給者で、相談支援事業計画に基づき、受給者証を交付された児童が対象となっている。また、放課後児童施設利用者のうち、療育手帳を受けている児童は6名、このうち、デイサービス事業の受給者証を受給している児童は5名で、実際にサービスを利用している児童は1名となっている。との答弁。

次に、「小学校大規模改修事業」及び「中学校大規模改修事業」について、照明設備等の落下防止対策にかかる工事の実施設計となっているが、照明器具に関しては、省エネ・省電力に向けた取り組みとして、学校を含む公共施設等のLED化について検討しているのか、との質疑に対し、公共施設等のLED化については、今後、費用対効果等を踏まえて検討していきたい。また、町内会の街路灯については、新年度からの助成に向けて検討している。との答弁。

次に、実施設計及び工事の委託先について、市内業者に発注するのか、また、今後の工事等のスケジュールと他の体育施設の耐震化について、との質疑に対し、実施設計は、市内に非構造部材の実施設計ができる業者がいないため、市外業者に発注するが、耐震化工事については、市内業者を考えており、実施設計の委託入札を平成27年1月に行い、工事期間は平成27年7月から平成28年3月末を予定している。また、他の体育施設の耐震診断等は実施していないため、今後の検討課題として考えたい。との答弁。

次に、議案第68号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応に対する医療費等の支援について、横浜市以外で行政独自に支援をしている自治体はあるのか、また、本市は、平成27年1月1日以降の医療費を給付対象としているが、横浜市など独自支援を実施している他の自治体も同様の対応となっているのか、との質疑に対し、茨城県の牛久市で支援を実施しており、道内では恵庭市で準備を進めている。また、横浜市と牛久市については、過去2年間にさかのぼって医療費等の支援を実施している。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第66号及び議案第68号の以上2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、ご報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第57号及び議案第58号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第57号美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件**及び**議案第58号美唄市消防**

団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより請願第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました、請願第1号集団的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願につきまして、討論に参加いたします。

委員長報告は、不採択ということでしたが、私の立場は、委員長報告に対して反対の立場です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民の6割以上が反対している集団的自衛権の行使です。もともと集団的自衛権行使は、憲法上許されないとする政府見解は、ある日突然政府が表明した、というものではなく、半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて、定着・確定してきたものです。それを国民多数の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論も行わず、与党だけの密室協議で、一片の閣議決定によって覆すというのは、憲法破壊のクーデターとも呼ぶべき暴挙であるということを強く指摘しなければなりません。国会論戦を通じて、2001年のアフガニスタン報復戦争、2003年のイラク侵略戦争のような戦争をアメリカが起こした際に、自衛隊が従来の戦闘地域まで行って、軍事活動することになることを安倍首相は認めました。攻撃されたら武器の使用をするという

ことも安倍首相は認めました。

集団的自衛権行使とは、日本の国を守ることも、日本国民の命を守ることでもありません。アフガン・イラク戦争のような戦争で、アメリカ軍と自衛隊が肩を並べて戦争を行う、海外で戦争をする国づくりこそ、その正体だということがはっきりとしました。このことによって、国際社会の中で日本が失うものは計り知れません。

美唄市議会に託された今回の請願は、市民の不安、怒りを表したものであり、極めて妥当な請願だと考えます。現在、衆議院選挙の真っ最中ですが、得票数と議席数が、ゆがんだ形の小選挙区マジックで、平和憲法をかなぐり捨て、国民の目、耳、口を塞ぐ秘密保護法とセットで、本格的に日本を戦争できる国に変えようとする勢力が、国会で多数となるという予測が報道されております。こういった時期だからこそ、今回の請願を採択することの意義は大きいと考えます。将来にわたり、子ども、孫までに人間の一番愚かな行為と言われている戦争というものを体験させないためにも、今こそ声を大きく上げなければなりません。

願意妥当として、今回の集団的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願が採択されるよう強く申し上げまして、委員長報告に対して、反対の立場からの私の討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、請願第1号集团的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第59号ないし議案第65号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第59号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件ないし議案第65号美唄市の一般廃棄物処理事務委託の件**の以上7件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第66号及び議案第68号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第66号平成26年度美唄市一般会計補正予算(第8号)及び議案第68号平成26年度美唄市一般会計補正予算(第9号)**の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第67号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただ今上程されました、議案第67号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、山本哲司委員が12月26日をもって任期満了となりますので、本市、固定資産評価審査委員会委員として、新たに長谷川彰徳氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第67号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第67号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、意見書案第26号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書ないし日程の第6、意見書案第28号難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第26号について、6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） ただ今議題となりました意見書案第26号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書

2014年成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫するこ

とになります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013年に日本医労連が実施した「看護職員実態調査」（全国3万2,372人、北海道1,556人）によると、北海道では「慢性疲労」73.7%、健康に「不安」「大変不安」は60.2%となっています。「仕事をやめたい」と75%の看護職員が思い、その理由の1位が「仕事がきつい」、2位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安定センターの「25年度介護労働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働条件の不満は「人手が足りない」（45%）「賃金が低い」（44%）と答え、事業者側も「人材確保がむずかしい」（54%）「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」（45%）と答えています。医療・介護の崩壊をくい止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないといって過言ではありません。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

記

1. 国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。
2. 安心・安全な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅にふやすこと。

3. 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月12日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第27号について、4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第27号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

廃棄物焼却施設の解体に対する財政支援に関する意見書

ダイオキシン類対策特別措置法により、ごみ処理の広域化が促される一方、多くの自治体のごみ焼却施設が廃止され、本市においても平成14年に廃止されたまま現在に至っています。

廃止されたごみ焼却施設の解体については、跡地に新たな廃棄物処理施設を整備することを条件に循環型社会形成交付金の対象となっており、跡地利用を伴わない解体については対象外となっています。

また、解体・撤去に伴うダイオキシン類のばく露防止対策について、適切な対策が求め

られ、そのことにより工事費が増大し多大な経費が必要となってきます。

本市においても、施設解体に対し市民要望が高まっていますが、多額な解体工事費が財政を圧迫し、解体計画が立てられない状況が続いており、しかも、施設の老朽化や災害等により周辺環境に害悪を及ぼす恐れが懸念されております。

よって、国においては、施設解体・撤去に対する地方自治体の財政負担の軽減に向け、新たな国庫補助制度を早急に創設することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月12日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第28号について、7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第28号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書

原因がわからず効果的な治療法がない難病と小児がんなど、子どもの慢性疾患への医療費助成の対象拡大は、患者・家族が長年求め

ていたものであり、この度の法制化は関係者に歓迎されています。

一方で新たな制度では、医療費の自己負担割合を3割から2割に引き下げるものの、軽症患者を対象から外し、これまで自己負担がゼロだった重症患者や住民税非課税世帯にも自己負担を課し、所得に応じて最大で3万円（小児慢性特定疾病は難病の2分の1、最高で1万5千円）の負担、さらに入院時の食費の負担増など、新たな負担を強いられる深刻な問題を含んでいます。また、小児慢性特定疾病は児童を対象にしているため、支援が20歳で打ち切られる問題を残しています。

難病や小児慢性特定疾病の患者は、医療費以外にも通院のための交通費や衛生材料の費用等を長期にわたって負担しなければならないことが多く、医療費等の自己負担が増えれば、受診を抑制する患者が出る懸念があり、患者やその家族の生活が立ち行かなくなるおそれがあります。

美唄市では、難病患者が280人、小児慢性特定疾病患者が23人となっています。

政府においては、難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担を見直すよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月12日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第26号ないし意見書案第28号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第26号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書ないし意見書案第28号難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書**の以上3件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成26年第4回美唄市議会定例会を閉会いたします。

午前 10時45分 閉会

